

告 示

埼玉県告示第三百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム春日部店

埼玉県春日部市下柳字古川端七百六十九番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）インセンスモール西ブロック（二工区）

埼玉県春日部市下柳字古川端七百五十一三外百十九筆

（変更後）スーパービバホーム春日部店

埼玉県春日部市下柳字古川端七百六十九番地一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一 外未定

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

ハ 変更年月日

平成二十六年十一月十日外

二 届出年月日

平成二十八年三月七日

二 縦覧期間

平成二十八年三月二十五日から平成二十八年七月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月二十五日から平成二十八年七月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課